洋上風力発電に関する地域研究・検討会議設置要綱

(制定) 令和 6 年 8 月 15 日付 6 環気計第 537 号 (改正) 令和 7 年 4 月 10 日付 7 環気計第 108 号

(目的)

第1条 洋上風力発電は、自然環境や生態系、景観等への配慮に加え、漁業や観光、船舶の航行等海域の先行利用者(以下、「先行利用者」という。)との共生が必要不可欠であることから、伊豆諸島地域の5町村(大島町・新島村・神津島村・三宅村・八丈町)において、洋上風力発電に関する理解促進を図るとともに、課題の抽出や対応策、導入の可否等についての意見聴取・検討を行うため、「洋上風力発電に関する地域研究・検討会議」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 検討会では、以下の事項等について協議及び検討を行う。
 - (1) 洋上風力発電の基本情報に関すること
 - (2) 洋上風力発電が先行事業、自然環境、生態系及び景観等に与える影響に関すること
 - (3) 洋上風力発電の導入の可否に関すること
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

(組織)

- 第3条 検討会は町村ごとに開催するものとし、別表1から5に掲げる職にある者を委員として構成する。
- 2 検討会は必要に応じて町村合同で開催できるのものとする。

(会長)

- 第4条 検討会には会長を置き、会長は東京都環境局気候変動対策部再生可能エネルギー実装推進 担当部長とする。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が会を欠席又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 検討会は、環境局長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、第3条に定める委員以外の者に検討会への出席を求め、 その意見等を聴くことができる。
- 3 検討会は、現地参加を原則とするが、会長が必要と認める場合及びやむを得ない事由により現 地参加が困難である場合には、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識

しながら通話をすることができる方法をいう。) での参加も可能とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律第9条の規定に基づく協議会(以下、「法定協議会」という。)が開催されるまでとする。ただし、洋上風力発電の検討の必要がなくなり、法定協議会の開催が見込まれなくなった場合は、その時点までとする。

(検討会の運営)

- 第7条 検討会は公開とする。ただし、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第7条 各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 2 委員は、都合により検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 検討会の進行は会長が行うこととする。会長が欠席の場合は、第4条第3項で指名された委員 が議事進行を行う。

(議事録及び検討会資料)

- 第8条 検討会ごとに議事録を作成することとする。
- 2 議事録及び検討会資料は公開とする。ただし、情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に 該当する部分については、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 検討会運営の事務局は、東京都環境局気候変動対策部計画課とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則(令和6年8月15日付 6環気計第537号)

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

附則(令和7年4月10日付 7環気計第108号)

この要綱は、令和7年4月10日から施行し、同年4月1日に遡及して適用する。

洋上風力発電に関する地域研究・検討会議設置要綱(三宅村)

東京都環境局再生可能エネルギー実装推進担当部長
東海汽船株式会社 船舶部門海務グループ長
新中央航空株式会社 運航部部長代理 兼 運航技術·基準課課長
東邦航空株式会社 八丈島事業所 所長
三宅村企画財政課長
三宅村観光産業課長
東京都三宅支庁総務課長
東京都三宅支庁産業課長
三宅村議会議員 代表
三宅島漁業協同組合 代表理事組合長
一般社団法人三宅島観光協会 会長
公益法人三宅村商工会 会長